



**重要法令解説 著作権案件審理に関する中国最高人
民法院の解釈**

著者	村上 幸隆
雑誌名	中国法令
巻	81
ページ	1-11
発行年	2003-02-25
権利	(C)株式会社アイ・ピー・エム：このデータはアイ・ピー・エムからの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6652

重要法令解説

このコーナーは、本紙に執筆していただいている各弁護士の方々に、最新の重要法令を専門的な見地から解説していただくものです。尚、『著作権案件審理に関する中国最高人民法院の解釈』の日中対訳は81ページから88ページに掲載されていますので、併せてご参照ください。

土佐堀法律事務所 弁護士
村上 幸隆 (むらかみ ゆきたか)

1978年大阪市立大学(法)卒、1985年大阪弁護士会登録

★「新訂・遺言と相続対策」清文社(共著)、「中国会社法施行後の合併企業」商事法務研究会(共著)、「中国会社法の中外合併企業への適用」、「中国外資投資企業の合併と分割」、「中国における商標使用許諾契約」他多数。

著作権案件審理に関する中国最高人民法院の解釈

I はじめに

中国の著作権法は、2001年12月のWTO加盟にともない、2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において改正がなされ、2001年12月1日から施行されている¹。

また、著作権法の関連法令として、(新)著作権法実施条例が施行されており²、著作権法の解釈にとって重要な存在となっている。

今回、最高人民法院は、「著作権民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布し、2002年10月15日から施行した。

II 著作権訴訟の手續規定

¹今回改正された著作権法の解説については、索来軍「著作権法改正」(本誌67号1頁～7頁)参照。

²(新)著作権法実施条例は、旧商標法下での(旧)著作権実施条例を廃止するという形態で施行されたものであるが、実質的内容は(旧)著作権実施条例の改正である。著作権法実施条例の解説については、谷口由記「著作権法実施条例の改正」(本誌77号1頁～7頁)参照。

1 著作権紛争に関する人民法院の審理対象

(1) 民事紛争案件の具体化

本解釈は、人民法院が受理する民事紛争案件について、次のとおり具体的に規定した(1条)。

- ① 著作権および著作権にかかる権利・利益の帰属、権利侵害、契約紛争案件。
- ② 著作権侵害停止、著作権と関係する権利・利益の訴前申請行為、財産保全の訴前申請、証拠保全案件の訴前申請。
- ③ その他の著作権、著作権と関連する権利・利益紛争案件。

(2) 著作権行政部門に対する人民法院の優位

本解釈においては、人民法院の判断が著作権行政部門に優先する点について、2つの規定を置いている。

- ① 著作権侵害行為に対して、著作権行政管理部門が調査している案件であっても、当事者は訴訟を提起することができる(3条1項)。

これは、中国における知的財産権保護の

「双軌制」の下で、行政部門による処理を優先させることはないことを規定したものである。

② 人民法院は、著作権侵害行為の民事紛争案件を審理する場合、著作権行政管理部門がすでに処理した案件についても、全面的に審査をおこなわなければならない

(3条2項)。

すなわち、人民法院は、著作権行政管理部門の判断に拘束されず、独自に審査をしなければならない。

(3) 著作権集団管理組織による提訴

著作権法は、著作権者による著作権集団管理組織の設立を予定しており、著作権管理組織が自らの名において権利主張、訴訟・仲裁活動をおこなうことを認めている(著作権法8条1項)。

本解釈は、同条項を受けて、著作権集団管理組織が著作権者の書面での授権に基づき、自己の名義で訴訟を提起した場合には、人民法院が受理しなければならないと規定した(6条)。

2 著作権侵害訴訟の管轄

訴訟の管轄についての一般的規定は、民事訴訟法に規定がある。

民事訴訟法は、土地管轄に関しては被告住所地を一般的な管轄地とし(民事訴訟法22条)、不法行為に関しては、不法行為地も管轄地としている(民事訴訟法29条)。本解釈は、こうした一般原則を著作権侵害紛争に関しても適用し、さらに次の通り具体的に規定した。

(1) 級別管轄について

著作権民事訴訟案件は、中級以上の人民法院が管轄するのが原則である(2条1項)。

例外的に、各高級人民法院が、当該管轄区の実情に基づき、若干の基層人民法院が第一審を管轄することを指定することができる(2条2項)。

(2) 土地管轄について

著作権法46条、47条に規定する権利侵害行為の実施地、権利侵害商品の貯蔵地

(=大量または経常的に権利侵害商品を貯蔵、隠匿している地)または封印・差押地

(=税関、工商などの行政管理機関が、権利侵害商品を封印・差し押さえた地)、被告居住地の人民法院が管轄する(4条1項・2項)。

(3) 共同訴訟の場合の土地管轄

被告が複数の共同訴訟の場合は、いずれか1名の被告の権利侵害地の人民法院の管轄によることができる。

共同侵害の場合であっても、いずれか1名の被告に対してのみ提起する訴訟については、当該被告による権利侵害地の人民法院が管轄する(5条)。

3 訴訟における証拠についての規定

民事訴訟における証拠については、一般的規定としての民事訴訟法に加えて、最高人民法院の「民事訴訟証拠に関する規定」(2002年4月1日施行)が存在している³。

本解釈は、著作権訴訟における証拠について下記の内容の規定を置いた

³民事訴訟証拠に関する若干の規定の解説については、拙著「民事訴訟証拠に関する中国最高人民法院の規定(1)～」(国際商事法務30巻11号～)参照。

(1) 証拠となしうるとして規定したものは下記の通りである。

- ① 当事者が提供した著作権と関係のある原稿、原物、合法出版物、著作権登記証書、認証機関が出した証明、権利取得の契約書など（7条1項）。
- ② 当事者が自己でまたは他人に委託して、定期購読、現場取引などの方法で権利侵害複製品を購入し取得した実物、領収書など（8条1項）。
- ③ 公証人が、権利侵害を疑われる一方当事者に対し、身分を明らかにする状況のもとで、相手方当事者が事実に基づき②で規定する方法により取得した証拠および証拠調べ過程において発行した公証文書（8条2項）。

この「証拠となしうるもの」ということの意味はどういう意味なのか。

文言からは証拠能力の制限を規定しているかのように理解される。しかし、上記①～③に規定するものにしか証拠能力がないとすると、著作権訴訟における審理は、きわめて窮屈な判断を強いられることになる。

上記①～③が証拠となしうることを注意的に規定したものか、代表的な証拠を例示したものか、またはこれらの証拠価値が高いことを規定したものか、などと解することが可能である。

①については、証拠としての例示と考えてよい。

②（および③）については、従来から偽物摘発のため、偽物を製作している業者から買い受けてそれを証拠として訴訟の場において提出するという手段がとられること

が多い。しかしこの方法によって採取された証拠について、違法に取得された証拠であるとの観点から証拠として採用されないケースがしばしば見受けられた。②を証拠となしうるとして規定したということは、このようにして取得した証拠の証拠能力を認めたという意味を有するものと考えられる。

いずれにしても、著作権訴訟において、①～③のみが証拠となるという解釈には、実際に訴訟を進行するという観点からは無理があるように思われる。ここに規定されているもの以外について証拠能力を排除する趣旨ではないと解される。

(2) 著作物または製品に署名した自然人、法人またはその他の組織を著作権、著作権と関係する権利・利益の権利者とみなす。しかし、相反する証拠を有する場合を除く（7条2項）。

この規定は、署名者が著作権者でないことを反証する証拠について、証拠として採用することができること、ないしは証拠価値があることを規定した点に意味がある。

条文上は「みなす」となっているが、反証を許すことから実質は「推定」の意味である。

Ⅲ 著作権侵害の損害額計算方法

本解釈は、著作権法48条を受けて、損害賠償額の計算方法についての具体的な規定を設けている。

1 権利者の権利侵害により受けた損失による計算方法

権利者が権利侵害を受けたことにより生じた著作品の発行減少量または権利侵害複製品の販売量に権利者が複製品を販売した場合に想定される⁴単位当たりの利潤を掛けて計算することができる。(24条)。

即ち、

① 損失＝著作権者の著作品の発行減少量×著作権者が複製品を販売した場合に想定される単位当たりの利潤

② 損失＝権利侵害複製品の販売量×著作権者が複製品を販売した場合に想定される単位当たりの利潤

となる。

発行減少量が確定しがたい場合は、権利侵害複製品の市場への販売量⁵に基づき確定する。

即ち、

③ 損失＝権利侵害複製品の市場への販売量×著作権者の著作品の単位当たりの利潤

権利侵害による取得した利益または損失が確定しがたい場合、著作権法48条2項の規定に基づき賠償金額を確定することになり

⁴原文を直訳すると、「権利者が販売した当該複製品」となるが、権利者が複製品を販売するというのは、概念として矛盾している。そのため、「販売者が販売したとすればその当該複製品」と理解して、「権利者が複製品を販売した場合に想定される」単位当たりの利潤と理解した。いずれにしても、原文の立法技術上の問題があるために、理解しがたい部分がある。

⁵原文を直訳すると「市場販売量」となるが、「販売量」とどう違うのか意味が分かりにくい。「販売量」と「市場販売量」が同じであるとする、別に規定する意味がない。そのため、「市場販売量」を「市場へ(出した)販売量」と解し、「販売量」を「末端における販売量」、すなわち「小売の販売量」と理解し、「市場販売量」を「卸(または取次業者)へ販売量」と理解した。いずれにしても、原文の立法技術上の問題があるために、理解しがたい部分がある。

(25条1項)、その額50万元となる。

2 調査費用などの損害賠償額への組入の容認

著作権侵害訴訟においては、著作権侵害の事実などの調査に多額の費用がかかることが少なくない。本規定は、権利者が調査・権利侵害制止に要した合理的費用や弁護士費用を賠償金額の範囲内とすることができることを規定した(26条)。

3 以上のように、本規定において損害賠償請求訴訟における著作権者の保護が手厚くなった。著作権者とすれば、侵害訴訟においては

① 損失＝著作権者の著作品の発行減少量×著作権者が複製品を販売した場合に想定される単位当たりの利潤

② 損失＝権利侵害複製品の販売量×著作権者が複製品を販売した場合に想定される単位当たりの利潤

③ 損失＝権利侵害複製品の市場への販売量×著作権者の著作品の単位当たりの利潤

のいずれかを主張・立証すればよいことになる。

最悪の場合でも

④ 50万元(著作権法48条2項)

の範囲内の損害賠償はできるということになる。

①～④の選択は、権利者が選択した計算方法に基づき、賠償金額を計算することができるものと解される。

権利者が選択した金額以外の認定ができないことによる敗訴を避けるためには、実

務的には、できるだけ広く主張、立証しておくべきであろう。

IV 訴訟前差止・証拠保全

著作権侵害に対する訴訟前差止・証拠保全に関しては、最高人民法院の「登録商標権侵害行為の訴訟前侵害行為停止および証拠保全の法律問題の適用に関する解釈」

(以下「商標差止解釈」という。)の規定を参照して処理される(30条2項)。

1 申請時期

訴訟提起前に停止を求める申請をすることができる(著作権法50条、商標差止解釈1条)。

民事訴訟法98条にもとづく先予執行の場合は、訴訟提起後にしか申請することができなかつた⁶。

これを訴訟提起前でも可能であるとしたものであり、著作権保護にとって大きな前進である。

2 管轄

著作権侵害地または被告住所地を管轄する人民法院である(商標差止解釈2条)。

人民法院のレベルでいうと、中級以上の人民法院の管轄となり、比較的大都市の場合は、最高人民法院の認可を経て基層人民法院となる場合もある(本解釈2条)。

3 申請権者

著作権者と利害関係人である(商標差止解釈1条)。

この場合の利害関係人についての明確な定義はない。今後の司法解釈、批復、案例などの積重ねにより明確になることが期待される。

4 申請書記載事項

差止申請は書面によりおこなう必要がある。記載事項としては、次の事項が挙げられている(商標差止解釈3条1項)。

- ① 当事者およびその基本的状況。
- ② 申請の具体的内容。
- ③ 申請の範囲。
- ④ 申請の理由。

申請の理由には、直ちに差止しなければ、申請人の権利・利益が回復困難な損害をこうむることの具体的な主張が必要である(保全の必要性)。

注意すべきは、申請書に記載した差止を求める行為が申請人による訴訟前差止の請求範囲となり、人民法院が申請の範囲内で訴訟前差止をするかどうかを裁定するという点である(商標差止解釈5条)。

したがって、差止を申請しなかつた事項については、裁判官がある行為の差止が必要であると判断しても、差止対象とはならない。

このため、停止を求める行為が何であるかについて、具体的かつ詳細に主張すべきであるという点に留意する必要がある。

5 証拠方法

商標差止解釈は、申請を審理するに際し

⁶民事訴訟法には規定がないが、「民事訴訟法の適用に関する若干の問題についての意見」106により、訴訟の係属が要求されている。

ての証拠方法について規定している（商標差止解釈4条）。

同条2号所定の証拠は、著作権の侵害をまさに実施し、または実施しようとするおそれがあることの証拠である。これには訴えられた権利侵害複製品が含まれる。これらは侵害行為を立証するためのものであり、本案訴訟の際にも必要なものである。

同条2号関係については、「侵害の差し迫った危険性」の立証には困難を伴うことが予想される。そうした場合の証拠方法についての規定はない。申請者の工夫が必要である。

また、同様に立証の困難さが予想されるのが、「回復しがたい困難の発生」という事実であるが、この事実を立証するための証拠方法の規定はない。

特許権に関して、申請人が特許権の有効性および権利侵害行為の存在を証明すれば、その損害は回復困難なものであると推定することができるとする考えがある⁷。

このように考えることができれば、著作権者にとっては有利であるが、そのように判断してよいかどうか断定はできない。

「侵害の差し迫った危険性」の立証と同様に、申請者の工夫が必要であろう。

6 担保提供

(1) 差止申請については、担保提供が必要である（商標差止解釈6条1項）。

担保の方式として、保証、抵当などの方式による担保も認められる（同条3項）。

⁷ 姫軍「中国特許法による特許権保護〔上〕」国際商事法務 29 卷 10 号 1223 頁。

保証、抵当以外の担保の方式としては、国債などが考えられる⁸。

(2) 差止裁定の執行の過程で、被申請人に更に重大な損害が生じる可能性がある場合は、追加担保を命じることができる（商標差止解釈7条）。

(3) 見返り担保による裁定の解除はできない（商標差止解釈8条）。

財産保全の場合は、被申請人が担保を提供したときは、人民法院は財産保全を解除しなければならない（民事訴訟法95条）のに対し、差止の場合には、見返り担保による解除を認めていない。

これは、権利侵害行為の差止と財産保全措置の内容とは、適用条件が異なり、差止をしなかった場合にもたらされる補填しがたい損害は、金銭賠償によっては容易に解決することができないからである。

(4) 実務上重要な問題となるのは、どの程度の金額の担保提供を要求されるのか、という点である。

この点については、停止を命じる関係行為がおよぼす販売収益、貯蔵・保管などの費用、関係行為の停止により生じ得る合理的損失などを考慮しなければならないと規定されている（商標差止解釈6条4項）。

しかし、これでは金額の算定根拠としては抽象的であり、具体的にどの程度の金額を要求されるのかは不明である⁹。

⁸ 特許権の保全処分に関してあるが、建物・土地使用権を担保にして特許権侵害の保全処分が認められた例が報告されている。粟津光世「中国における保全処分—商標侵害事件を中心とした財産保全と証拠保全—」JCA ジャーナル 43 卷 7 号（1996 年 7 月）13 頁および 15 頁の注（7）。

⁹ 財産保全の場合の担保の額は、被保全債権額と同

7 裁定をなすべき時期

申請が認められる場合には、申請から48時間以内に書面による裁定をしなければならない（商標差止解釈9条1項）。

差止の裁定は、直ちに執行を開始し（同項）、すぐに被申請人に通知しなければならないが、遅くとも5日を超えてはならない（同条2項）。

この条項は、差止の裁定をなしてから被申請人に通知するということであり、申請人側のみ審査により差止をおこなうということの意味している。被申請人に知られない間におこなうという密行性により、差止の実効性を確保しようとしたものである。

8 被執行人の救済

(1) 不服申立（商標差止解釈10条・11条）

当事者が裁定に不服の場合は、裁定を受け取った日から10日以内に1度だけ不服申立ができる。不服申立期間において、裁定の執行は停止しない（商標差止解釈10条）。民事訴訟法99条と同様の規定である。

不服申立に対し、人民法院は、商標差止解釈11条所定の実事について審査し、不服申立理由があると認められると、原決定を取り消しまたは新しい決定を行う。

(2) 不当申請の場合の損害賠償

申請が誤っていた場合には、申請人は、被申請人がこうむった損害を賠償しなければならない。

この場合の損害賠償請求訴訟は、著作権

一額とされている（「民事訴訟法」の適用に関する若干問題の意見98）。

者などが提起した訴訟と併合できる（商標差止解釈13条）。

9 保全手続の終了

保全手続は、次の場合に終了する。

(1) 被執行人の不服申立によって、法院が保全決定を取り消したとき（商標差止解釈10条）。

(2) 本案訴訟を提起しない場合の解除（商標差止解釈12条）

差止裁定から、15日以内に訴訟を提起しない場合は、人民法院は保全措置をとった裁定を解除する。

民事訴訟法98条にもとづく先予執行の場合は、訴訟の係属が前提となっており、本案訴訟不提起による解除という問題は生じなかった。

商標差止解釈では、訴訟提起前の申請を認めたため、本案訴訟不提起による解除を定めたものである。

(3) 終審の法律文書が効力を生じたとき（商標差止解釈14条1項）

本案が確定した場合には、本案訴訟の判決などが効力を生じ、保全処分の効力は終了する。

10 差止に関するその他の事項

(1) 差止裁定違反に対する措置

差止裁定に対する違反行為に対しては、民事訴訟法102条により、刑事責任などの責任を追及される（商標差止解釈15条）。

(2) 本案訴訟係属中の差止

著作権侵害訴訟を提起し、同時に著作権侵害行為を先行して停止する請求を提出し

た場合は、人民法院は先行して裁定をすることができる（商標差止解釈16条）。

保全措置としての差止申請は、本案訴訟係属中の場合にも認められることを注意的に規定したものである。

1 1 証拠保全

(1) 著作権者または利害関係人は、著作権法50条にもとづき、人民法院に対し、訴訟前の著作権の侵害行為の証拠保全の申請を提出することができる。

(2) 申請権者

差止申請の場合と同じく、著作権者または利害関係人である（商標差止解釈1条）。

(3) 管轄

差止の場合と同じく、著作権侵害地または被告住所地を管轄する人民法院である（商標差止解釈2条）。

人民法院のレベルでいうと、中級以上の人民法院の管轄となり、比較的大都市の場合は、最高人民法院の認可を経て基層人民法院となる場合もある（本解釈2条）。

(4) 申請書記載事項

差止申請は書面によりおこなう必要がある。

記載事項としては、次の事項が挙げられている（商標差止解釈3条2項）。

- ① 当事者およびその基本的状況。
- ② 証拠保全申請の具体的内容、範囲、場所。
- ③ 保全を請求する証拠が証明することができる証明の対象。
- ④ 申請の理由。

申請の理由には、証拠が滅失または以後取得することが困難で、かつ、当事者およ

び訴訟代理人が客観的原因により自ら収集できないことの具体的な主張が必要である。

この場合も差止の場合と同様、申請の範囲でしか証拠保全が認められないので（商標差止解釈5条）、申請の具体的内容の記載の仕方について注意を要する。

(5) 担保提供

証拠保全により申請人の財産に損失をおよぼす可能性がある場合は、人民法院が、申請人に相応の担保を提供することを命じることがある（商標差止解釈6条2項）。

これは、証拠保全が事実上差止と同等の効果をもたらす場合があるからで、そのような場合には担保提供を求めるということである。

(6) 裁定をなすべき時期

人民法院は当該請求を受け取った後、48時間以内に裁定を下さなければならない（著作権法50条2項、商標差止解釈9条1項）。

(7) 証拠保全の解除

証拠保全裁定から、15日以内に訴訟を提起しない場合は、人民法院は措置をとった裁定を解除する（商標差止解釈12条）。

V その他

1 著作権法に規定する用語の定義

本解釈は、著作権法に規定する下記用語を定義した。

(1) 「公衆に公にする」（著作権法10条1号）

著作権者が自己または著作権者の認可を受けた著作物を不特定の人に公開することである。公衆が周知していることは要件と

はならない（9条）。

(2) 「時事ニュース」（著作権法5条2号）

大衆メディアを通じて伝達される単純な事実は「時事ニュース」に含まれる。

なお、他人が編集した時事ニュースを伝達報道する場合は、その出所を明記しなければならない。

(3) 「転載」（著作権法32条2項）

その他の新聞・雑誌ですでに発表した著作物を新聞・雑誌に掲載する行為。

転載された著作物の著作者および最初に掲載した新聞・雑誌の出所を明記していない転載について民事責任を負う（17条）。

(4) 「室外公共場所の芸術著作物」（著作権法22条10号）

室外社会公共活動所に設置または陳列された彫刻、絵画、書道などの芸術著作物（18条1項）。

ここに定める芸術著作物の模写、絵画、撮影、録画人に対しては、その成果に対し合理的な方式および範囲で再使用ことができ、権利侵害を構成しない（18条2項）。

2 解釈上注意する必要がある著作物についての特別規定

本解釈は、著作物で解釈上注意する必要がある著作物について、下記の通り特別の規定を置いた。

(1) 委託著作物の著作権

委託著作物（著作権法17条）の著作権が受託者に帰属する場合に、委託者が定められた使用範囲内で著作物の権利を享有し、著作物使用範囲についての合意がない場合

は、委託人は、創作を委託した特別目的範囲内で当該著作物を無料で使用することができる（12条）。

(2) 演述著作物の著作権

他人が執筆し、本人が監修した原稿を本人の名義で発表した報告、講話などの著作物については、著作権は、報告者または講話者に帰属する。ただし、著作権法11条3項（＝「反証がない限り、著作物に氏名を表示した公民、法人又はその他の組織を著作者とみなす。」）の場合を除く（13条1項）。

著作権者は、執筆者に適当な報酬を支払うことができる（13条2項）。

(3) 自伝的著作物の著作権

当事者が特定人物の経歴を題材として完成することに合意した自伝的著作物については、当事者に著作権の帰属について定めがない場合は、著作権は当該特定人物の所有に帰し、執筆者または整理者が著作物の完成のためにおこなった労働に対しては、著作権者は適当な報酬を支払うことができる（14条）。

(4) 同一題材に対する異なる著作者の著作物の著作権

異なる著作者が同一の題材について創作した著作物で、著作物の表現が独立して完成されており、かつ創作性を有する場合は、著作者が各自独自に著作権を有する（15条）。

3 出版関係の特別の規定

本解釈は、特に出版関係について、下記の内容の特別の規定を置いた。

(1) 出所の証明責任

出版者・制作者は、出版・制作が合法であることの証明責任を負う。

発行者・貸出者は、発行複製品・貸出複製品が合法的な出所を有することの証明責任を負う。

証明できない場合は、著作権法46条、47条の関係規定に基づき、法律責任を負う(19条)。

(2) 出版社の民事責任

出版物が他人の著作権を侵害する場合、出版者は、その錯誤、侵害程度、損害結果などに基づき、民事賠償責任を負う(20条1項)。

出版者がその出版行為の授権、原稿の出所および署名、編集した出版物の内容などに対して、合理的な注意義務をつくしていない場合は、著作権法48条に基づき、賠償責任を負う(20条2項)。

出版者が合理的な注意義務をつくり、著作権者もその出版が権利侵害を犯したことを出版者が知り得たことを証明する証拠がない場合、民法通則117条1項に基づき、出版者は、権利侵害停止、権利侵害で得た利潤を返還する民事責任を負う(20条3項)。

出版者は、合理的注意義務をつくしたことにつき証明責任を負う(20条4項)。

(3) 出版著作権の紛失の場合の民事責任

出版者は、著作権者が交付出版した著作権を紛失、破損し、出版契約を履行できなくなった場合、著作権法53条、民法通則117条、契約法122条に基づき、民事責任を負う(23条)。

4 その他、本解釈は次のような規定を置いた。

(1) 映画の脚本などの著作権の保護期間
映画の脚本・音楽などで(著作権第15条2項)、著作権者が自然人の場合、その保護期間中には著作権法21条1項の規定を適用し、著作権者が法人またはその他の組織の場合は、その保護期間中には著作権法21条2項の規定を適用する(10条)。

(2) 著作物の署名順序による紛争

著作物の署名順序により生じた紛争について定めがない場合は、創作著作物のためにおこなった労働、著作物の配列、著作者氏名の画数順などにより署名順序を確定する(11条)。

(3) コンピューターソフト侵害の民事責任

コンピューターソフト・ユーザーが許諾を受けずにまたは許諾範囲を超えて、コンピューターソフトを商業的に使用した場合は、著作権法47条1号、コンピューターソフト保護条例24条1号の規定に基づき、民事責任を負う(21条)。

(4) 書面によらない著作権譲渡契約

著作権譲渡契約が書面形式を採用していない場合、人民法院は、契約法36条、37条の規定に基づき、契約が成立しているか否かを審査する(22条)。

契約法は、旧経済契約法などの旧契約3法で定めていたすべての契約についての書面契約の原則を放棄し、特定の類型についてのみ書面契約を要求した(契約法10条)。しかし、著作権譲渡契約については、書面契約によることが要求されている(著作権法25条)。

書面契約が要求される場合において書面

による契約がなされていない場合は、契約は成立しないのが原則である。しかし契約法は、①当事者の一方が既に主要な義務を履行し、相手方がこれを受領したとき（契約法36条）、②署名または捺印する前に、当事者の一方が既に主要な義務を履行し、相手方がこれを受領したとき（契約法37条）には、契約が成立したものと規定している。

本条は、著作権譲渡契約についても、契約法の規定の適用があることを注意的に規定したものである。

(5) 著作権侵害の訴訟時効

著作権侵害の訴訟時効は2年とした。これは、民法通則135条の2年の訴訟事項の規定が著作権侵害の場合も適用されることを意味する。

継続的著作権侵害の場合には、侵害行為の停止と2年間さかのぼっての損害賠償を請求できる（28条）。

(6) 著作権侵害に対して人民法院がとりうる措置

侵害停止などの具体的内容を規定した。また、著作権行政管理部門が、同一の著作権侵害行為に対し、すでに行政処罰を与えている場合に民事制裁を与えることができないことを規定した（29条）。

(7) 改正前後の法適用

本解釈で別途規定している場合を除き、著作権法改正施行の2001年10月27日以降に人民法院が受理した著作権民事紛争案件が、2001年10月27日より前に発生した民事行為

に関する場合は、改正前の著作権法の規定を適用し、当該日以降に発生した民事行為に関する場合は、改正後の著作権法の規定を適用する（31条）。つまり、改正後の著作権法の効力は遡及しないのが原則である。

ただし、例外として、次の場合には、2001年10月27日より前に生じた事案に関するものであっても、改正後の著作権法を遡及して適用する。

① 訴訟前差止・証拠保全について定める著作権法49条・50条

2001年10月27日以降に申請を提出した場合であっても、すべて適用される（30条1項）。

著作権法49条・50条を適用するということは、本解釈のうち訴訟前差止・証拠保全について定める規定は、すべて適用されるということになる。具体的には、30条2項およびそれにより参照適用される商標差止規定である。

② 損害額の計算方法について定める著作権法48条

施行後に人民法院が判決した場合、著作権法48条の規定を適用することができる（27条）。

著作権法48条を適用するということは、本解釈のうち損害額の計算方法について定める規定は、すべて適用されるということになる。具体的には、24条および25条である。